

〇〇（設置者）防犯カメラの設置及び運用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため〇〇（場所・施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適性な設置・運用を図るものとする。

（設置目的）

第2条 防犯カメラは、〇〇（場所・施設）における犯罪抑止や事故防止のために設置する。

【※ 施設管理や防災など、その他の設置目的がある場合は列挙します。】

（設置場所等）

第3条 別紙配置図のとおり、〇〇（場所・施設）に〇台の防犯カメラを設置する。

【※ 配置図には、カメラの位置、撮影方向を表示します。】

- 2（画像表示装置（モニター装置）がある場合）画像記録装置（モニター装置）は、〇〇に置く。
- 3 〇〇（設置者）は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

（運用責任者等）

第4条 〇〇（設置者）は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、運用責任者を置く。

- 2 運用責任者は〇〇〇とする。
- 3 運用責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。
- 4 操作取扱者は〇〇〇とする。

【※ 運用責任者だけが防犯カメラ等を取り扱う場合は、3、4は不要です。】

（設置者等の責務）

第5条 設置者、運用責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。

- 2 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしたり、不当な使用をしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

（画像データ等の管理）

第6条 防犯カメラの画像データの保存等に関する取り扱いは次に掲げるとおりとする。

（1）保管場所

録画装置及び記録媒体の保管（場所）は保管庫（××室）とし、運用責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

(2) 立ち入り制限等

録画装置及び記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、運用責任者が許可した場合を除き禁止する。

保管場所には、〇〇(設置者)、運用責任者、操作取扱者及び運用責任者が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

(3) 保存期間

画像データの保存期間は〇日間とする。ただし、運用責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

【※ 保存期間は、目安として概ね1ヶ月以内という基準を示しています。】

(4) 画像データの不必要な複製及び加工の禁止

画像データの不必要な複製や加工を禁止する。

(5) 画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、運用責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

(画像データの利用及び提供の制限)

第7条 画像データ等は、設置目的以外の目的のために利用しない。また次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(3) 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(4) 画像データに記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

2 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。

【※ 別紙「画像閲覧等記録簿」参照】

(苦情等への対応)

第8条 設置者及び運用責任者は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。